

午前9時25分 開会

○宮本会長 おはようございます。

定刻よりも少し早いですが、出席の予定者が揃いましたので、令和4年10月農業委員会を開催します。

本日の署名人は、野田委員、稲田委員でお願いします。

池田委員につきましては、所用で欠席という届けが出ております。

では、事務局お願いします。

○事務局 おはようございます。お忙しいところ大変ありがとうございます。

それでは、議案に入らせていただきます。

まず、議案第1号、農地転用のための所有権の移転の申請がございました。申請は、第5条になります。

農業委員会受付は、令和4年10月4日でございます。所在地は、宇多津町字●●、番地は●●番●、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は1,234平方メートルでございます。譲渡し人は、●●町●●番●、●●●●様で、譲受人は●●市●●町●●番地●、●●●●様でございます。事由につきましては、宇多津町で共同住宅を計画していた譲受人と、高齢のため、今後の耕作について思案していた譲渡し人の意向がまとまり、契約に及んだ次第です。地元水利の同意もいただいております。隣接する農地はございません。よろしく願いいたします。

○宮本会長 これは、たしか先月、非農地証明の申請が出ていた隣の土地と理解をしております。それも含めて、皆さん審議いただきたいと思います。地元いかがですか。

○谷川委員 岩屋水利組合は、承認しました。

○宮本会長 何か質問、意見等ありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 それでは続きまして、議案第2号、同じく所有権移転の申請になります。申請は、5条になります。

農業委員会受付は、令和4年10月5日でございます。所在地は、宇多津町字●●、番地は●●番、○○番の合併でございます。地目、台帳、現況とも田でございます。面積は1,123平方メートルでございます。譲渡し人は、●●市●●町●番地●、●●●●

様、譲受人は、●●市●●町●●番地●、株式会社●●●●様でございます。事由につきましては、譲渡し人が将来的に耕作を行わず、売買を検討していたところ、宇多津町で分譲地を計画していた譲受人との意見がまとまり、今回の申請に至っております。意見、同意につきましては、岩屋水利の谷川委員に同意をいただいております。こちらにおいても、隣接した農地はございません。よろしくお願いいたします。

○宮本会長 地元、何か説明をお願いします。

○谷川委員 事務局、ここは香川用水の決済金いただけてますよね。

○事務局 後で、この間お電話させていただいたとおり……。

○谷川委員 いや向こうに、地番が字〇〇になっているから、水利の香川用水はいらないのではないかというような話が初めに出たので。いやいや、田で田んぼをしている間は、あくまでもこれはうちの岩屋水利組合の管理だから、どうしても土地改良へ決済金は半分持っていかなといけない。だから一番に香川用水を納めてくれと。それで、うちのほうの決済金という方向にしてもらいたいと、話はしたんです。

○事務局 予定どおりいただいておりますので。

○谷川委員 それでは、これ水利は了解しました。

○事務局 よろしくお願いたします。

○宮本会長 地元説明がありました。

皆さん、意見、質問等ありましたらどうぞ。

発言者は挙手をお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 続きまして、その他の部類に入らせていただきます。

保武のほうから、先月に引き続き、配付させていただきます。

○事務局 前回、御説明をした担い手の支援施策ガイド、緑の1の1と1の2の1の分の実施要綱を印刷してきました。1の1が県主体の分で、1の2の1が国主体の分になります。

軽く説明すると、1の1の分は、実施要領が1ページから3ページまで書いてありまして、4ページの別表1、5ページの別表2とあって、この4ページの丸をつけている新規就農者の経営発展支援事業の部分が事業実施内容、事業実施期間、補助率等を書いており

ます。

新規就農者の里親育成事業というのも入っておるんですけども、13ページから申請の書類になっております。これも里親育成事業のほうが入っておりまして、提出要らないものも入っておるんですけども、経営発展支援事業でいうたら別記様式1の4号ということで、22ページが別記様式1の4号ということで、実施計画書でございます。

続きまして、1の2の1が、こちらが香川県就農準備資金・経営開始資金事業実施要領でございます。この丸をつけている部分でございます。第2の事業の種類、1の就農準備資金と2、経営開始資金の部分です。そのことについて、実施要領のみ載せているんですけども、こちら国が主体になっていまして、インターネットの農林水産省のページにこの様式も含めて細かく掲載されています。

○宮本会長 皆さんお手元にお配りしました、この担い手への支援施策ガイドの1の1と1の2の1についての要領を認識してくださいと、先月の委員会で私のほうからお願いしました。

手元に、今配られましたように、内容が複雑な文書が多々ありますので、前回事務局のほうから簡単に施策ガイドの1の1と1の2について説明を受けております。もう一度読み上げたいと思います。

まず、非農振地域である宇多津町も適用可能かということで、適用可能ということでこの要領書を入手していただきました。

1の1につきましても、人・農地プランが必要かということでお聞きしたんですが、農地プランに位置づけられる認定新規就農者が対象なので、農地プランは必要ではないということで、より具体化して聞いております。

このことから考えますと、一応宇多津町もこの支援の1の1と1の2の1が適用可能かというところまでは分かったんですが、今手元にいただきました内容が非常に複雑というところがあるんですが、一応皆さんにこれで一応今回持って帰っていただきまして、今ぱっと配って、それでさあ審議しましょうと言うても、まず不可能だと思いますんで、この内容は皆さん一読していただいて、質問あるいはこれどうなんだというような意見も踏まえて来月委員会のほうで協議していきたいと思います。そういう方向でいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、池田委員今日欠席なんで、またお伝えしておいてください。

○事務局 了解です。お伝えしておきます。

○宮本会長 一応、皆さん一読していただいて、来月のほうで集約の方向へ向かっていきたいというふうに考えています。そういうことでいかがでしょうか。

また、事務局時間かかりますが、よろしく願いいたします。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 これ新規就農サポートの経営規模とかそういったとこの何か明記はないんですか。国のほうの就農準備資金も、その経営規模が幾ら以上でなかったら該当しないというのが基礎だろうと思いますが、そこら辺すぐ見て分かるようなところはないんですかね。これは、10アールからでもいいというなら話は別だけど、そういうわけにはいかないでしょう。

新規就農ということは、今年から初めてやるというのが対象ですよ、基本的には。それで、今継続してやっている分に対して支援ができるものがあるのか、ないのか。

○事務局 継続支援ですね。

○大坂委員 どっちもこれ新規なりそういった分だけど、実際に規模がこれ以上のものではなかったらいけないという規定があるはずだろうと思います。まずそれが、今ぱっと見た分ではあまり見えないので。

○事務局 分かりました。ちょっとお調べして。

○大坂委員 該当するには経営規模が幾ら、今ぐらいだったら米や麦合わせて1ヘクタール以上とか、2ヘク、そういった規模になってくると思うんです。これ県と国の事業なんで。だから、今やっている分に対して継続的な支援、機械の購入などの。それが、ここには該当しないと思うんですが、そういうようなことが知りたいです。

○事務局 分かりました。宇多津型ということで、お聞きして御回答させていただきと思います。

○大坂委員 宇多津型というか、今実際にやっている分にも支援はできるようなもの。機械の代替、更新。農協のは国の補助事業でいただいたもので、その分の機械を更新しているけれども、それに対して助成が出るのか、出ないのか。コンバインは、平成10年、12年に入れていると思うんです。トラクターも一緒だと思う。田植機は更新した。そういった分が、私は知りたい。

それで、新規にしたって、これちょっとした面積ではだめだと思うんです。

○事務局 分かりました。ちょっと、お時間ください。調べさせていただきます。

○宮本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、この議案につきましては調査、今の質問も含めて調査を依頼します。

また、来月もそういうふうな質問をいただきましたら、また事務局のほうで調べていただこうと思っております。

そうしたら、事務局。

○事務局 よろしいですか。

今、お配りさせていただいている、毎年の分ですね。令和4年度の市町の農業委員さんの委員研修会、毎年アイレックスのほうで開催しております。この研修会が、来月の7日月曜日1時半から開催されるようになっております。今月いっぱい回答がほしいということで、農業会議のほうから連絡がありまして、今回この委員会でお諮りさせていただいたらというふうに思っております。

皆さん予定もいろいろあると思うので、取りあえず10月末まで構わないという話なので、その間でご自身で行かれるか、送迎が必要かなど検討いただき、ご連絡いただけたらと思っております。

出席する折には、いつもどおりお配りしております業務必携、これも一緒にご持参いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本会長 ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 お疲れのところ、大変忙しい中ありがとうございました。

そうしたら委員会、これを閉会といたします。どうも御苦労さんでした。

午前9時50分 閉会